

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）の実施案

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）については、以下の基本的な考え方に沿って行うこととはどうか。

1. 調査時期及び報告時期

(1) 調査時期

調査月は平成21年6月とする。

調査年は平成21年3月末までに終了する直近の事業年（度）とする。

（参考）第16回調査 平成19年6月

(2) 報告時期

速報値の報告時期は平成21年10月末とする。

本報告については、今回は従来の単月調査に加え、年間（決算）データの調査も実施するため、調査項目を今回の調査に係る暫定的な措置として削減しており、報告内容も軽微なものとなること等の理由から、集計・公表は行わない。

（参考）第16回調査

【速報値の報告日】 平成19年10月26日

【本報告の報告日】 平成20年 7月 9日

2. 調査対象及び抽出率

(1) 調査対象

調査対象は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

(2) 抽出率

抽出率は前回と同様とする。

（参考）第16回調査

病院 1/5（特定機能病院、歯科大学病院、こども病院は1/1）

一般診療所 1/25

歯科診療所 1/50

保険薬局 1/25

3. 調査内容等の変更点

(1) 年間（決算）データの調査

従来の単月調査に加え、平成21年3月末までに終了した直近の事業年（度）の損益状況、従業員の給料等について、新たに調査する。なお、単月調査と同時にを行うため、調査対象施設となる医療機関等の記入負担等を考慮し、調査項目については、原則として速報値で報告しているものを対象とし、追加は必要最小限にとどめる。

(2) 調査項目の名称変更

「医療経済実態調査（医療機関等調査）における年間（決算）データの活用に関する懇談会」の委員から、「〇〇収入」はある特定の取引による入金があった場合を表し、「収支差額」は一連の入金と出金の差引残額を表す表現のため、現行の会計制度（発生主義）にはなじまないとの指摘を受けたことから、それぞれ「〇〇収益」及び「損益差額」に変更する。

(3) 調査項目の追加

次の調査項目について、新たに調査項目を追加する。ただし、年間（決算）データの調査を行うことから、新たに調査項目を追加する場合は、従来の調査項目を削減する必要がある。

<共通事項>

- 事業年（度）に関する項目
- ・直近の事業年（度）の調査

<病院調査票>

- 一般病棟入院基本料に関する項目
- ・率7対1入院基本料の算定状況
- 救急医療に関する項目
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上

<保険薬局調査票>

- 保険調剤の状況に関する項目
- ・調剤した全ての医薬品の数量（薬価基準の規格単位ベース）に占める後発医薬品の割合

・委託費の内訳（○）

・その他の医薬・介護費用の内訳（○）※土地賃借料は除く

③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給与月額（×）、労働時間に関する項目（◎）

④資産・負債に関する項目（○）

⑤設備投資に関する項目（○）

⑥租税公課・借入金等に関する次の項目

・借入金に関する項目（◎）

・税金に関する項目（○）

<保険薬局調査票>

①基本データに関する次の項目

・代表者又は開設者の職種（×）

・現有の薬局用建物の建築（改築）年月（×）

・薬局用建物の保有形態及び延べ面積（○）

・施設基準等の届出状況（○）

・代表者又は開設者の勤務状況（×）

・青色申告の有無（×）

・営業の状況（○）※休日日数は◎

・調剤基本料の請求区分（○）

・保険調剤の状況のうち、調剤報酬明細書の件数（○）

・従事者の状況のうち、青色事業専従者に関する項目（×）、労働時間に関する項目（◎）、無給の家族従事者に関する項目（×）

②収支に関する次の項目

・青色事業専従者給与（×）

・医療事務委託費（○）

・その他の経費のうち、水道光熱費（○）、賃借料に関する項目（○）、広告宣伝費（○）※土地賃借料は除く

・税金に関する項目（○）

・借入金に関する項目（◎）

③資産・負債に関する項目（○）

④設備投資に関する項目（○）

⑤処方せん・医薬品の状況に関する項目（○）※調剤用備蓄医薬品目数は除く

(4) 調査項目の廃止

年間（決算）データの調査を行うことから、調査票の簡素化、調査の効率化を図るため、速報値で報告されない項目を中心に、次の調査項目を廃止する。

◎：速報値で使用 ○：本報告で使用 ×：使用せず

<病院調査票>

①基本データに関する次の項目

・現有の医薬用建物の建築（改築）年月（×）

・医薬用建物の保有形態及び延べ面積（○）

・病床の状況のうち、介護療養型医療施設設の許可病床数（×）、稼働病床数に関する項目（○）

・入院患者の状況（○）

・外来診療等の状況（○）※休診日数は◎

・承認等の状況のうち、臨床研修病院の指定の有無（○）

②収支に関する次の項目

・入院診療収益の内訳（◎）

・外来診療収益の内訳（◎）

・委託費の内訳（○）

・設備関係費のうち、賃借料に関する項目（○）※土地賃借料は除く

・経費の内訳（○）

③給与に関する項目のうち、職種別非常勤職員の給与月額（○）、労働時間に関する項目（◎）

④資産・負債に関する項目（○）

⑤設備投資に関する項目（○）

⑥租税公課・借入金等に関する次の項目

・借入金に関する項目（◎）

・税金に関する項目（○）

・福利厚生費（×）

<一般診療所及び歯科診療所調査票>

①基本データに関する次の項目

・現有の医薬用建物の建築（改築）年月（×）

・医薬用建物の保有面積及び延べ面積（○）

・青色申告の有無（×）

・従業者の状況（×）

・病床・入院患者の状況のうち、療養病床数（×）、介護病床数（×）、在院患者延べ数（○）※一般診療所調査票のみ

・外来診療等の状況（○）※休診日数は◎

②収支に関する次の項目

・青色事業専従者給与（×）

4. 集計区分

速報値で報告する項目は、次のとおりとする。

(1) 基本集計（別紙1・2参照）

①病院

介護収益のない病院が減少してきていることから、「集計1」の対象施設を「医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の施設」とし、「集計1」および「集計2」を行う。

②一般診療所

「集計1」と「集計2」の施設数の違いが僅かであることから、歯科診療所・保険薬局と同様に「集計2」のみを行う。

③歯科診療所・保険薬局

前回と同様に「集計2」のみを行う。

集計1：医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関の集計

集計2：全ての医療機関等の集計（医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等および医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計）

(2) 機能別集計等

①病院機能別の損益状況

- ・特定機能病院
- ・歯科大学病院
- ・DPC対象病院
- ・子ども病院
- ・地域医療支援病院
- ・回復期リハビリテーション病棟入院基本料算定病院
- ・小児入院医療管理料算定病院
- ・亜急性期入院医療管理料算定病院
- ・ハイケアユニット入院管理料算定病院
- ・年間の緊急入院患者数が200名以上の病院（新）

②一般病棟入院基本料別の損益状況

③一般病院 病床規模別の損益状況

④100床当たりの損益状況（新）

⑤一般診療所 主たる診療科別の損益状況

⑥院外処方率別の損益状況

⑦保険薬局 後発医薬品割合別の損益状況

⑧職種別常勤職員1人平均給料月（年）額等

⑨一般病院 職種別常勤職員1人平均給料月額推移

- ⑩療養病床を有する病院の損益状況
- ⑪療養病床を有しない病院の損益状況
- ⑫損益率の分布
- ⑬事業年（度）の分布（新）

(3) 速報値の報告から廃止される項目

- 「3. 調査内容の変更点」の(4)に記載されている調査項目が廃止された場合、次の項目が廃止される。
 - ①1施設当たりの従事者数
 - ②借入金の状況（年額）

(4) 当期純利益（または当期純損失）の表示の追加
病院（法人）のみに、従来の損益差額（税引前当期純利益または税引前当期純損失）の他に、当期純利益（または当期純損失）の表示を追加する。

(5) 年間（決算）データの集計の追加（別紙3・4参照）
年間（決算）データの集計は、集計1または集計2の「基本集計」、「100床当たりの損益状況（病院のみ）」、「職種別常勤職員1人平均給料年額等」、「損益率の分布」、「事業年（度）の分布」とする。

なお、上記(4)に一般診療所の当期純利益（または当期純損失）の表示を追加する場合、(5)に「病院機能別の損益状況」や「一般診療所 主たる診療科別の損益状況」などの年間（決算）データの集計を実施する場合は、2か月程度の集計期間が必要となる。
ただし、診療報酬改定のスケジュールを考慮すると、速報値の報告時期を遅らせることができないため、集計期日を前倒しする必要がある。
この場合、調査票の提出期限についても、現行の7月31日から1週間程度早める必要がある。

(6) その他
定点観測的手法を用いた調査については、層化無作為抽出を行ったうえで、前回調査においても調査に参加した医療機関等について、前回調査と比較を行う定点観測的調査を実施する。

5. その他

有効回答率の向上方策として、次のことを行う。

- ①ホームページを利用した電子調査票の活用を進める。
- ②調査対象となった医療機関等が「中央社会保険医療協議会」を知らない場合があるため、調査票に「厚生労働省」の名称及び「シンボルマーク」並びに「キヤッチフレーズ」を入れ、国が実施している調査であることを強調する。
- ③診療側関係団体から団体所属施設に対して、調査の周知や回答喚起などの協力を得ながら進める。
なお、診療側関係団体への調査票名簿の提供は行わないこととする。

(別紙1)

集計区分について

(変更前)

区分	調査票回答施設	
	介護収益事業を営んでいない医療機関等	介護収益事業を営んでいる医療機関等
病院 二級診療所	(集計1) 介護収益事業に係る収入の増減 医療機関の集計	(集計2) 介護収益事業に係る収入の増減 及び 介護収益事業に係る収入のある医療機関等の集計
一般診療所 保険薬局		(集計2) 介護収益事業に係る収入の増減 及び 介護収益事業に係る収入のある医療機関等の集計

(変更後)

区分	調査票回答施設	
	医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等	医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等
病院	(集計1) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等の集計	(集計2) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等 及び 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計
一般診療所 歯科診療所 保険薬局		(集計2) 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満の医療機関等 及び 医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%以上の医療機関等の集計

医療・介護収益に占める介護収益の割合別施設数・比率の比較

Table showing the ratio of nursing revenue to total medical and nursing revenue by facility type. Columns include facility type (Hospital, Outpatient Clinic, etc.), survey round (15th, 16th), number of facilities, and ratio.

(注)病院は、特定機能病院、医科大学病院及び子ども病院は含まない。

Table showing the ratio of nursing revenue to total medical and nursing revenue by facility type, broken down by insurance status (Insurance, Private). Columns include facility type, survey round, number of facilities, and ratio.

第16回医療経済実態調査(医療機関等調査) 調査票回答状況

Table showing the response status of the 16th Medical Economic Survey. Columns include response date, number of responses, response rate, and number of effective responses.

【(厚掲)有効回答件数、回答率】

Table showing the number of effective responses and response rates for the survey. Columns include response date, number of responses, response rate, and number of effective responses.

集計値の集計項目

Table 1: ①病院 (Hospital) - Summary of survey items for hospitals, including basic information, hospital type, and survey items.

(注)集計区分が変更された場合に第16回調査結果を再集計する項目

Table 2: ②一般診療所 (General Outpatient Clinic) - Summary of survey items for general outpatient clinics.

Table 3: ③歯科診療所 (Dental Outpatient Clinic) - Summary of survey items for dental outpatient clinics.

Table 4: ④介護施設 (Nursing Facility) - Summary of survey items for nursing facilities.

第 1 7 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱（案）

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

1

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成21年6月の1月間と平成21年3月末までに終了する直近の事業年（年度）の1年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

3

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、 新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、 沖縄

キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級区分の6区分とその他の地域に分類し、この区分によって行う。（級地区分については別紙参照）

ク 第7の層化は、一般病院（特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く）、精神科病院（訂可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第5、第6層化）によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

2

(別紙) 国家公務員の地域手当に係る級区分

級区分	送付地域	都道府県	市町村名等
1級地	東京都	特別区	
2級地 (20市)	茨城県	取手市	
	埼玉県	和光市	
	千葉県	成田市、印西市	
	東京都	武蔵野市、野田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西武池袋線	
	神奈川県	鎌倉市、藤沢市	
	大阪府	大阪府、守口市、門田市	
	兵庫県	芦屋市	
3級地 (27市)	茨城県	つくば市	
	埼玉県	さいたま市、志木市	
	千葉県	船橋市、流山市、袖ヶ浦市	
	東京都	八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市	
	神奈川県	横浜市のほか、川崎市、鎌倉市	
	愛知県	名古屋市のほか、豊田市	
	大阪府	吹田市、葛城市、茨田町、箕面市、高石市	
	兵庫県	西宮市、姫路市	
	奈良県	天理市	
4級地 (39市)	茨城県	水戸市、土浦市、守谷市	
	埼玉県	鶴ヶ島市	
	千葉県	千葉市、市川市、松戸市、葛飾市、習志野市	
	東京都	三鷹市、豊島区、東村山市、あきる野市	
	神奈川県	横浜市のほか、茅ヶ崎市、相模原市、大和市	
	愛知県	稲沢市	
	三重県	津市	
	滋賀県	大津市、草津市	
	京都府	京都市	
	大阪府	堺市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、東大阪市	
	兵庫県	神戸市、尼崎市	
	奈良県	奈良市のほか、大和郡山市	
	広島県	広島市	
	福岡県	福岡市	
5級地 (54市 1町)	茨城県	土浦市	
	東京都	昭島市、武蔵野市、武蔵村山市	
	埼玉県	川越市、川口市、行田市、鴻巣市、蕨市、加須市、栗山町、越谷市、戸田市、入間市、朝霞市、三郷市	
	千葉県	流山市、松戸市、柏市、国分寺市、白井市	
	神奈川県	横浜市のほか、三浦郡大井町	
	山梨県	甲府市	
	静岡県	静岡市、沼津市、浜松市	
	愛知県	津市、碧野市、西尾市、大府市、知多市	
	三重県	津市、四日市市	
	滋賀県	守山市、栗東市	
	京都府	宇治市、亀岡市、京田辺市	
	大阪府	堺市、東大阪市、貝塚市、泉佐野市、岸和田市、泉南市、八尾市、貝塚市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市	
	兵庫県	伊丹市、三田市	
	奈良県	大和郡三郷町	
6級地 (85市 18町)	北海道	札幌市	
	青森県	弘前市、多賀城市	
	茨城県	龍ヶ崎市のほか、取手市	
	埼玉県	熊谷市、小山市、大田原市	
	千葉県	船橋市、野田市、大田原市	
	東京都	練馬区、豊島区、目黒区、世田谷区、杉並区、豊島区、目黒区、世田谷区、杉並区、豊島区、目黒区、世田谷区、杉並区	
	神奈川県	横浜市のほか、藤沢市、茅ヶ崎市、相模原市、大和市	
	山梨県	山梨市のほか、北山梨郡都賀町、北山梨郡都賀町、北山梨郡都賀町	
	静岡県	静岡市のほか、浜松市、掛川市、豊田町、豊田町、豊田町	
	愛知県	豊田市のほか、豊田町、豊田町、豊田町	
	三重県	津市のほか、津市、津市、津市	
	滋賀県	彦根市のほか、彦根市、彦根市	
	京都府	京都市のほか、京都市、京都市	
	大阪府	堺市のほか、堺市、堺市、堺市	
	兵庫県	神戸市のほか、神戸市、神戸市	
	奈良県	奈良市のほか、奈良市、奈良市	
	和歌山県	和歌山市	
	徳島県	徳島市のほか、徳島市、徳島市	
	香川県	高松市のほか、高松市、高松市	
	愛媛県	松山市のほか、松山市、松山市	
	高知県	高知市のほか、高知市、高知市	
	福岡県	福岡市のほか、福岡市、福岡市	
	佐賀県	佐賀市のほか、佐賀市、佐賀市	
	長崎県	長崎市のほか、長崎市、長崎市	

①

第17回医療経済実態調査（医療機関等調査）
における調査票（案）

- 病院調査票 1
- 一般診療所調査票 9
- 歯科診療所調査票 15
- 保険薬局調査票 21

(案)

H 医

秘

総務省承認 NO *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(病院調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

実施役名		
記入者氏名		印
連絡先	電話番号	市外局番 () 市内局番 ()
	FAX番号	
	e-mail	@

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 病院の開設者 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)

1 国立(独立行政法人含む)	2 公立	3 公的	4 社会保険関係	5 医療法人
6 個人	7 その他の法人	①: 回		

2 病床の状況 (平成21年6月30日現在)

	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合計
許可病床数	②: 床	③: 床	④: 床	⑤: 床	⑥: 床	⑦: 床

3 地方の状況 (平成21年6月1か月間)

地方せん料の算定(院外処方)の回数	⑧: 回
処方料の算定(院内処方)の回数	⑨: 回

4 特定入院料の算定状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号(1又は2)を記入してください。)

1 回復期リハビリテーション病棟入院料	1 算定している	2 算定していない
2 小児入院医療管理料1又は2又は3	1 算定している	2 算定していない
3 亜急性期入院医療管理料	1 算定している	2 算定していない
4 ハイケアユニット入院医療管理料	1 算定している	2 算定していない

5 入院基本料等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)

1 一般医療入院基本料	1 7対1	2 2対1	3 10対1	4 13対1	5 15対1
6 特別入院基本料	7 該当していない				
2 特定機能病院入院基本料(一般病棟)	1 7対1	2 10対1	3 該当していない		

6 承認等の状況 (平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)

地域医療支援病院の承認の有無	1 あり	2 なし
----------------	------	------

7 救急医療の状況 (直近の事業年(度)の実績で、該当する番号を記入してください。)

年間の緊急入院患者数が200名以上	1 いる	2 いない
-------------------	------	-------

8 直近の事業年(度) (個人立の場合は記入の必要はありません。)

平成 年 月 ~ 平成 年 月

第2 損 益

I 医業収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 入院診療収益(患者負担含む)										
2 特別の療養費収益										
3 外来診療収益(患者負担含む)										
4 その他の医業収益										
医業収益合計	⑪					⑫				

II 介護収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑
1 施設サービス収益										
2 居宅サービス収益										
(うち)短期入居療養介護分										
3 その他の介護収益										
介護収益合計	⑳					㉒				

※ 病院として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III その他の収益

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(直近の事業年(度))				
	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
1 受取利息及び配当金										
2 その他の収益										
その他の収益合計	㉚					㉛				

第3 給 与

I 給料

職 種	常 勤 職 員(平成21年6月分)					常 勤 職 員(直近の事業年(度))				
	人	員	給	料	額	人	員	給	料	額
病院長	①					②				
医 師	③					④				
歯科医師	⑤					⑥				
薬剤師	⑦					⑧				
看護職員	⑨					⑩				
看護補助職員	⑪					⑫				
医療技術員	⑬					⑭				
事務職員	⑮					⑯				
技能労務員・労務員	⑰					⑱				
役員	⑲					㉑				
合 計	㉒					㉓				

II 賞与

職 種	常 勤 職 員(平成21年6月分)					常 勤 職 員(直近の事業年(度))				
	人	員	賞	与	額	人	員	賞	与	額
病院長						①				
医 師						②				
歯科医師						③				
薬剤師						④				
看護職員						⑤				
看護補助職員						⑥				
医療技術員						⑦				
事務職員						⑧				
技能労務員・労務員						⑨				
役員						⑩				

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分	直近の事業年(度)
非常勤職員給料	㉔	㉕
賞与支給額	㉖	㉗
退職給付費用	㉘	㉙
法定福利費	㉚	㉛
給与費等の合計	㉜	㉝

※ ㉜ 額 = ㉔ 額 + ㉖ 額 + ㉘ 額 + ㉚ 額 + ㉜ 額

IV 医業・介護費用

科 目	金額(平成21年6月分)					金額(平成21年6月分)				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 材料費										
(1) 医薬品費										
(2) 診療材料費・診療消耗器具器具費										
(3) 歯科材料費										
(4) 給食用材料費										
2 給与費 (事業・雑費)の7割の金額を記入してください。						記入不要				
3 委託費										
4 設備関係費										
(うち)減価償却費						記入不要				
(うち)建物減価償却費										
(うち)医療機器減価償却費										
(うち)土地賃借料										
5 雑費										
6 その他の医業・介護費用										
医業・介護費用合計						記入不要				

V その他の費用

科 目	金額(平成21年6月分)	金額(直近の事業年(度))
1 受取利息	記入不要	㉞
2 その他の費用	㉟	㊱

VI 特別収益

科 目	金額(平成21年6月分)	金額(直近の事業年(度))
1 特別利益	記入不要	㊲
2 特別損失	㊳	

VII 補助金・負担金等

科 目	金額(平成21年6月分)	金額(直近の事業年(度))
1 人件費補助	記入不要	㊴
2 運営費補助		㊵
3 設備費補助		㊶

第4 資産・負債

○ 個人立病院は平成20年12月31日現在、個人立以外の病院は平成21年3月末までに終了した直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部

科 目	金 額				
I 流動資産	①				
II 固定資産	②				
III 繰越資産	③				
資産合計	④				

負債の部

科 目	金 額				
IV 流動負債	⑤				
V 固定負債	⑥				
負債合計	⑦				

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額				
租税公課(※)	①	千	百	十	円
損害保険料	②				
寄付金	③				

※「租税公課」は、原則として税法上納金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

税金(直近の事業年(度)の年額)	金額				
所得税・法人税(給与の源泉徴収分は除く)	④	千	百	十	円
住民税(給与の源泉徴収分は除く)	⑤				
事業税	⑥				

※ 個人立病院については記入の必要はありません。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額				
通勤手当	⑦	千	百	十	円

- 6 -

7

(案)

☐ 医

秘

総務省承認 NO. * * * * *
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(一般診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

施設名			
記入者氏名	部署		
連絡先	電話番号	市外番号	(内線)
	FAX番号		
	e-mail	@	

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

第1 基本データ

1 貴院の開設者	(平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)		
	1 個人	2 医療法人	3 その他 ①:
2 主たる診療科目	(平成21年6月30日現在、応答する診療科目のうち、主たる診療科目の番号(別添「記入要領」(0ページ参照)を記入してください。) ②:		
3 病床の状況(有床診療所のみ記入してください)	(平成21年6月30日現在)		
許可病床数	③:	床	
4 処方状況	(平成21年6月1か月間)		
処方せん枚の算定(院外処方)の回数	④:	回	
処方料の算定(院内処方)の回数	⑤:	回	
5 直近の事業年(度)	(個人立の場合は記入の必要はありません。)		
	平成	年	月 ~ 平成
			年 月

- 1 -

I 医療収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 入院診療収益								
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益								
(3)その他の診療収益								
2 外来診療収益								
(1)保険診療収益(患者負担含む)								
(2)公費等診療収益								
(3)その他の診療収益								
3 その他の医療収益								
医療収益合計								

II 介護収益

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 施設サービス収益								
2 居宅サービス収益								
(うち)短期入所療養介護分								
3 その他の介護収益								
介護収益合計								

※ 診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医薬・介護費用

科目	金額(平成21年6月分)				金額(直近の事業年(度))			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
1 給与費								
(第3 給与)の71欄を記入してください。								
2 医薬品費								
3 材料費								
(うち)給食用材料費								
4 委託費								
5 減価償却費								
(うち)建物減価償却費								
(うち)医療機器減価償却費								
6 その他の医薬・介護費用								
(うち)土地賃借料								
(うち)支払利息								
医薬・介護費用合計								

I 給料

職種	常勤職員(平成21年6月分)				常勤職員(直近の事業年(度))			
	人員	給料	賞与	合計	人員	給料	賞与	合計
院長 (院長の職務を兼任する人を含む)								
医師								
歯科医師								
薬剤師								
看護職員								
看護補助職員								
医療技術員								
事務職員								
技能労務員・労務員								
役員								
合計								

II 賞与

職種	常勤職員(平成21年6月分)		常勤職員(直近の事業年(度))	
	人員	賞与	人員	賞与
院長 (院長の職務を兼任する人を含む)				
医師				
歯科医師				
薬剤師				
看護職員				
看護補助職員				
医療技術員				
事務職員				
技能労務員・労務員				
役員				

III 給与費等の内訳

給与費内訳	平成21年6月分				直近の事業年(度)			
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
非常勤職員給料								
賞与支給額								
退職給付費用								
法定福利費								
給与費等の合計								

※ ⑦ 欄 = ① 欄 + ② 欄 + ③ 欄 + ④ 欄 + ⑤ 欄

第4 資産・負債

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債表)」を税務署に提出した個人立診療所及び個人立以外の診療所(医療法人立診療所など)のみ記入してください。
- 個人立診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の診療所は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額			
科目		①	②	③	④
I 流動資産					
II 固定資産					
III 繰延資産					
資産合計					

負債の部		金額			
科目		⑤	⑥	⑦	⑧
IV 流動負債					
V 固定負債					
負債合計					

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額			
	①	②	③	④
租税公課(※)				
損害保険料				
寄付金				

※「租税公課」は、原則として税法上課税に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額			
	⑤	⑥	⑦	⑧
通勤手当				



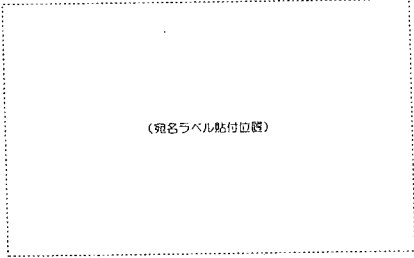
登録省承認 NO. *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(歯科診療所調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)



(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

Table with fields for facility name, registration name, telephone, fax, and email.

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

Form for basic data including: 1. Hospital type, 2. Unit count, 3. Location status, 4. Business year.

第2 損益

第3 給与

I 医業収益

Table for medical revenue with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

II 介護収益

Table for nursing revenue with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

* 歯科診療所として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 医業・介護費用

Table for medical and nursing expenses with columns for item, amount (June 2009), and amount (business year).

I 給料

Table for salaries by staff type and business year.

II 賞与

Table for bonuses by staff type and business year.

III 給与等の内訳

Table for breakdown of salaries and other payments.

* ⑨欄 = ①欄 + ②欄 + ③欄 + ④欄 + ⑤欄

第4 資産・負債

○この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債調)」を税務署に提出した個人立歯科診療所及び個人立以外の歯科診療所(医療法人立歯科診療所など)のみ記入してください。
 ○個人立歯科診療所は平成20年12月31日現在、個人立以外の歯科診療所は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資産の部		金額				
科目		①	②	③	④	⑤
I 流動資産						
II 固定資産						
III 繰延資産						
資産合計						

負債の部		金額				
科目		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
IV 流動負債						
V 固定負債						
負債合計						

- 4 -

19

第5 租税公課等

租税公課等(直近の事業年(度)の年額)	金額				
租税公課(※)	⑪				
損害保険料	⑫				
寄付金	⑬				

※1 租税公課とは、原則として税法上課税に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金額				
通勤手当	⑭				

- 5 -

20

(案)

P 医

秘

税務省承認 NO. *****
承認期限 平成 年 月 日まで

平成21年6月

医療経済実態調査

(保険薬局調査票)

(提出期限 平成21年7月〇日)

(宛名ラベル貼付位置)

必ずご記入ください

施設名			
記入者氏名		印	
連絡先	電話番号	市外局番	(内線)
	FAX番号		
	e-mail		@

厚生労働省
中央社会保険医療協議会

21

第1 基本データ

1 資薬局の開設主体	(平成21年6月30日現在、該当する番号を記入してください。)		
	1 法人	2 個人	①

2 保険調剤の状況	(平成21年6月1か月間)		
処方せん枚数	②		枚
(うち)後発医薬品を調剤した処方せん枚数	③		枚
調剤した全ての医薬品の数量(実価基準の規格単位ベース)のうち後発医薬品の割合(平成21年6月1か月間)	④		%

3 調剤用備蓄医薬品目数	内用薬	外用薬	注射薬
(薬価基準収載品目) (平成21年6月30日現在)	⑤	⑥	⑦
(うち)後発医薬品目数	⑧	⑨	⑩

4 従事者の状況	(平成21年6月30日現在)			
職種	薬剤師 (個人立の場合のみ記入)	事務職員	その他の職員	合計
従事者数	⑪	人 ⑫	人 ⑬	人 ⑭

5 直近の事業年(度)	(個人立の場合は記入の必要はありません。)			
	平成	年	月	平成
				年
				月

- 1 -

22

第2 損 益

I 収益

科 目	金額 (平成21年6月分)					金額 (直近の事業年(度))				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1 保険調剤収益(患者負担含む)										
2 公署等調剤収益										
3 その他の薬局事業収益										
収益合計										

II 介護収益

科 目	金額 (平成21年6月分)					金額 (直近の事業年(度))				
	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	㉑
1 居宅サービス収益										
2 その他の介護収益										
介護収益合計										

※ 保険薬局として介護保険事業を実施していない場合は、記入の必要はありません。

III 費用

科 目	金額 (平成21年6月分)					金額 (直近の事業年(度))				
	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙
1 給与費										
2 医薬品等費 (うち)調剤用医薬品費										
3 委託費										
4 減価償却費 (うち)建物減価償却費 (うち)調剤用機器減価償却費										
5 その他の経費 (うち)土地賃借料 (うち)料子割引料										
費用合計										

第3 資産・負債

- この調査票は、青色申告で「貸借対照表(資産負債側)」を税務署に提出した個人薬局及び個人薬局以外の薬局のみ記入してください。
- 個人薬局は平成20年12月31日現在、個人薬局以外の薬局は平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の末日における資産及び負債の額を記入してください。

資 産 の 部		金 額	
科 目		①	②
I 流動資産			
II 固定資産			
III 繰延資産			
資産合計			

負 債 の 部		金 額	
科 目		③	④
IV 流動負債			
V 固定負債			
負債合計			

第4 租税公課等

租税公課等 (直近の事業年(度)の年額)	金 額	
	⑤	⑥
租税公課(※)		
損害保険料		
寄付金		

※「租税公課」は、原則として税法上税金に算入される租税(固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税など)、公共的な性格をもつ会費や賦課金(医師会費や町内会費など)です。

通勤手当(直近の事業年(度)の年額)	金 額	
	⑦	⑧
通勤手当		